

## ①最適なIT専門家とマッチング

要望と適性を踏まえ、  
中小企業とIT専門家をマッチング



### 中小企業

- ✓ まずは相談してみたい
- ✓ 最適なITツールを選びたい
- ✓ ITツール導入を推進できる人材に頼りたい
- ✓ 補助金に関する申請を任せたい

### 応援隊事務局



### IT専門家



- ✓ 各種ITツールに関するトレンドやサービス内容に精通
- ✓ ITツール導入に関するプロジェクト経験が豊富
- ✓ 補助金の申請業務に慣れている

※IT専門家は、以下のいずれかの要件を満たします。

1. 個人として本事業への参加を希望するIT専門家になる者・副業・兼業をする者であること。
2. 中小企業等経営強化法に定められた認定情報処理支援機関としての認定を受けた法人に所属する者であること。

## ②対象業務に対して補助金を支給

### ツール選定

	A社	B社	C社
Quality	○	○	○
Cost	○	×	×
Delivery	○	×	○

### 推進代行

#### 各種設定



#### 運用検討/レクチャー



### 補助金申請

#### 制度選定

- ものづくり補助金
- IT導入補助金
- 持続化補助金

#### 書類作成/申請



※1時間あたりの謝金額については3,500円が上限。支援単価については双方合意の上自由に設定し、3,500円を上回る分については、中小企業が実費として支払う。また、1時間あたり最低500円の中小企業による実費負担が必要。  
※コンテンツ制作やデザイン等の請負契約、ITツール契約・利用料については、本事業の支援対象には含まれません。

## ご利用の流れ

### Step1 登録



- HP上の登録システムに申請情報を入力し、登録  
※入力目安時間は5分程度です

### Step2 契約



- 相談案件をExcelフォーマットに記載、事務局に送付のうえ、事務局を通じてIT専門家とマッチング
- 中小企業/IT専門家双方にて支援計画の合意のうえ、事務局確認を経て契約締結  
※既に面識がある/契約しているIT専門家との契約も可能

### Step3 支援



- 支援計画に沿ってIT専門家がハンズオンで支援
- 支援終了後はIT専門家にて支援報告書を事務局に提出

### Step4 支払



- IT専門家から受領した請求書の内容を確認の上、補助額を差し引いた実費負担額をIT専門家に支払い

### 合計支援時間が20時間の場合

#### IT専門家への依頼単価

ハンズオン①	¥3,000/h
ハンズオン②	¥5,000/h

#### 制度未活用時の負担額

$$\begin{aligned} & ¥3,000 \times 20h \\ & = \mathbf{¥60,000} \\ & ¥5,000 \times 20h \\ & = \mathbf{¥100,000} \end{aligned}$$

#### 制度活用時の負担額

$$\begin{aligned} & ¥500 \times 20h \\ & = \mathbf{¥10,000} \\ & (¥5,000 - ¥3,500) \times 20h \\ & = \mathbf{¥30,000} \end{aligned}$$

## 中小企業等の範囲

業種・組織形態		資本金 (資本金の額又は 出資の総額)	従業員 常勤	
中小企業 (右記個人事業下の従業員を含む)	製造業、建設業、運輸業	3億円	300人	
	卸売業	1億円	100人	
	サービス業	5,000万円	100人	
	小売業	5,000万円	50人	
	ゴム製品製造業*1	3億円	900人	
	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円	300人	
	旅館業	5,000万円	200人	
	その他の業種(上記以外)	3億円	300人	
	その他の法人	医療法人、社会福祉法人、学校法人	-	300人
		商工会・都道府県商工会連合会及び商工会議所	-	100人
中小企業支援法第2条第1項第4号に規定される中小企業団体		-	主たる業種に記載の従業員規模	
特別の法律によって設立された組合またはその連合会		-	主たる業種に記載の従業員規模	
財団法人(一般・公益)、社団法人(一般・公益)		-	主たる業種に記載の従業員規模	
特定非営利活動法人		-	主たる業種に記載の従業員規模	
小規模事業者	商業・サービス業(宿泊業・娯楽業除く)	-	5人以下	
	サービス業のうち宿泊業・娯楽業	-	20人以下	
	製造業その他	-	20人以下	

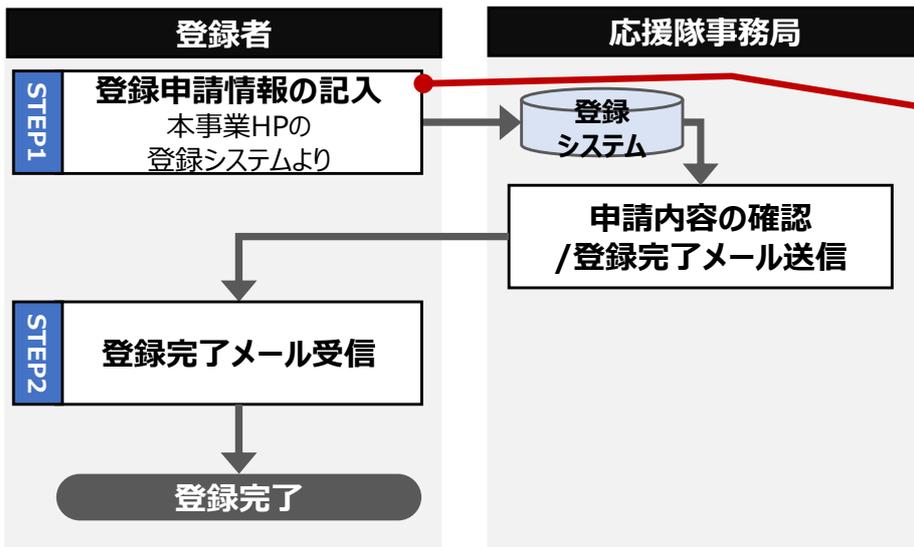
\*1: 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く

## 中小企業等の基準

本事業の支援先対象となる中小企業等の基準は以下の通りです。

- 1 日本国内で登記していること。
- 2 日本国内で納税していること。  
ただし、まだ決算を終了していない会社は開業届や帳簿などの実績が確認できる書類を提出できること。
- 3 中小企業又はその法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力でないこと。反社会勢力との関係を有しないこと。  
また、反社会的勢力から出資等の資金提供を受けている場合も対象外とする。
- 4 事務局が求める本事業に係る調査やアンケート等に協力できること。
- 5 利用規約に同意すること。

## ご登録の手順/関連サイト・お問い合わせ先



### 【中小企業登録の注意点】

- ① 登録申請情報における「法人番号」は、法人番号公表サイトにてお調べください  
(以下にQRコード記載)
- ② 事前に「**担当者顔写真**」のご準備をお願いいたします
- ③ 「紹介者、団体等」は、**NDKK**を必ずご選択ください

### 関連サイト

中小企業デジタル化  
応援隊公式HP



<https://digitalization-support.jp/>

中小企業登録  
フォーム



<https://digitalization-support.jp/companies/add>

法人番号  
公表サイトHP



<https://www.houjin-bangou.nta.go.jp/>

### お問い合わせ先

#### ✓ 登録に関するお問い合わせ窓口

※ご回答に最大5営業日程度を要する場合がございます  
※本窓口による問い合わせの受付は2020年12月18日迄となります  
Mail : digital-info@nttdata-strategy.com

#### ✓ 中小企業デジタル化応援隊事業コールセンター

TEL番号 : 050-2000-7227  
お問合せ時間 : 平日 : 9 : 00-17 : 00土日祝年末年始除く

紹介者 : **NDKK**

※本事業への登録期限 : 令和3年1月31日まで  
※支援案件完了の期限 : 令和3年2月28日まで